

同志社大学政法会役員表彰規程に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、同志社大学政法会役員表彰規程(以下、本規程という。)

第2条第1項但書の規定について、基準を明確にすることを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 本規程第2条第1項但書の規定については、次の基準に基づき算定した数値を在任期間とみなし、当該期間以外の在任期間と通算して判断するものとする。

(1) 本部役員

会長、副会長、執行委員会委員長 在任期間×1.5

(2) 地域支部役員

支部長 在任期間×1.5

(改廃)

第3条 本細則の改廃は、常務委員会の意見を聴いたうえ会長が決する。

附則 本細則は、2022年9月17日から施行する。